

A

**2017 年度
(平成 29 年度)**

短期留学生プログラム 募集要項

山梨学院大学

山梨学院大学

2017年度 短期留学生プログラム 募集要項

「短期留学生」とは、山梨学院大学と学術交流協定を締結した海外の大学に在学する学生で、本学において授業科目を履修し、単位を修得するために協定に基づき派遣されるものです。本学の学則上は「科目等履修生」と位置づけられ、各学部の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、受入れが許可されます。

1. 募集対象プログラム

(1) 日本社会研究プログラム

政治学と行政学を中心に、日本社会について学ぶプログラムです。法学部政治行政学科に所属します。

(2) 現代ビジネスプログラム

経営学・会計学・マーケティング・経済学について学ぶプログラムです。現代ビジネス学部現代ビジネス学科に所属します。

2. 出願資格

(1) 本学と学術交流協定を締結した海外の大学に在学していること

プログラム実施期間を通して所属大学に在学している必要があります。実施期間中に所属大学を卒業する学生は応募が認められません。

(2) 本学での授業を受講するのに必要な一定の日本語能力を有すること

(具体的には、日本語能力試験 N3 レベル以上の日本語能力を有すること)

- ・日本語能力が N2 レベル以上の学生は、「日本社会研究プログラム」または「現代ビジネスプログラム」の講義科目を履修することができます。
- ・日本語能力が N3 レベルの学生は、後述する「日本語集中プログラム」を1学期間受講した後に、講義科目の履修が認められます。

(3) プログラム参加費のほかに滞在期間中の生活費を支弁する経済力を有すること

目安として、1ヶ月最低5万円程度が必要です(個人により異なります)。

(4) 心身ともに健康であること

3. 出願書類・出願方法

応募を希望する学生は、所属大学の担当者を通じて、下記の書類を **2017年2月1日(水)~4月28日(金)** の期間中に山梨学院大学国際交流センターへ提出してください。

- (1) 在留資格認定証明書交付申請書 (その1、その2、その3)
- (2) 履歴書 (書式4、4の2)
- (3) 戸籍簿 (家族全員)
- (4) 山梨学院大学短期留学生プログラム願書
- (5) 在学する大学の在学証明書
- (6) 在学する大学の成績証明書
- (7) 在学する大学の学長が発行する参加承諾書
- (8) 写真6枚 (4cm×3cm 裏面に必ず申請者の名前を記入してください)
- (9) パスポートのコピー* (パスポートを所持している方)
- (10) 健康診断書
- (11) 印鑑作成申込書
- (12) 短期留学生履修計画書 (2017年4月上旬に送付予定)

* (9) 出願時にパスポートの取得が間に合わない場合、公的に氏名の英語表記を証明する書類が必要です。

4. 選考方法と選考結果の通知

出願書類の審査により選考します。選考結果は、6月下旬に所属大学の担当者を通じて通知します。

* 応募学生の日本語力や宿舍の空き状況によっては受入れができない場合があります。

5. 入国手続き

日本に留学生として入国するには、有効なパスポート (旅券) に加え、海外の日本大使館・総領事館で発給される「ビザ (査証)」が必要です。ビザを取得するためには、「在留資格認定証明書」と「入学許可書」の2つの書類を日本大使館・総領事館に提出する必要があります。

入国までの手続きは次のとおりです。

(1) 在留資格認定証明書交付申請 (※本学が日本で行います)

日本の大学で学ぶために日本滞在を希望する外国人は、在留資格「留学」を認めてもらう必要があります (在留資格認定証明書交付申請)。この申請に必要な書類は、短期留学生プログラムの出願書類の中に全て含まれています。出願期限 (2017年4月28日) の後、山梨学院大学国際交流センターが応募した学生の申請書類を点検し、日本の法務省入国管理局に提出します。

通常、1ヶ月程度で在留資格認定証明書が交付されますが、場合により2ヶ月以上かかることもあります。

(2) ビザの発給申請 (※応募学生が自国の日本大使館・総領事館で行います)

入国管理局から在留資格認定証明書が交付され次第、国際交流センターから所属大学の担当者宛てに、在留資格認定証明書と山梨学院大学が発行する入学許可書を郵送します。(おおよそ6月下旬から7月下旬を予定しています。)

在留資格認定証明書と入学許可書を受け取ったら、一番近い日本大使館・総領事館にパスポートとともに提出し、ビザの発給申請を行って下さい。通常、1ヶ月程度で発給されます。

(3) 空港での入国の審査

日本の空港に到着後、上陸審査を受けることとなります。入国審査官にパスポート、ビザ、「在留資格認定証明書」、「入学許可証」を提示してください。また、日本でアルバイトを希望する場合は「資格外活動許可申請書」(後述)も提出してください。

上陸が許可されるとパスポートに上陸許可の証印がされます。また、「在留カード」が交付されます。

6. プログラム実施期間

2017年9月中旬～2018年8月上旬

* 日本入国期間 2016年9月中旬

(1) 秋学期(後期) (授業期間は15週間です。)

* 授業開始	2017年9月25日(月)
* 授業終了	2018年1月23日(火)
* 冬休み期間	2018年12月23日～1月8日
* 試験期間	2018年1月24日～1月30日
* 春休み期間	2018年1月31日～3月31日

(2) 春学期(前期) (授業期間は15週間です。)

* 授業開始予定	2018年4月上旬
* 授業終了予定	2018年7月下旬
* 試験期間	2018年7月下旬～8月上旬
* 退寮最終期限	2018年8月31日(金)

7. 授業時間

1回の授業時間は90分です。授業は毎週月曜から金曜まで、毎日1時限から5時限まで行われます。

	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限
	9:00~10:30	10:40~12:10	13:00~14:30	14:40~16:10	16:20~17:50
月					
火					
水					
木					
金					

8. 単位制度

山梨学院大学では、科目の種類ごとに下記の単位制度を採っています。

種類	週あたり回数	開講区分	単位数	説明
講義	週1回	前期（春学期）	2単位	講義科目の多くは、週1回で2単位です。
		後期（秋学期）		
	週2回	前期学期制	4単位	日本社会研究プログラムの一部の講義科目は、週2回で4単位です。
		後期学期制		
日本語	週2回	前期学期制	2単位	「日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」、「日本語特講A・B」、「日本語資格A・B」は、週2回で2単位です。
		後期学期制		

（注）日本語集中プログラムの授業には、単位が認められない補習授業があります（後述）。

9. 履修の上限・下限

短期留学生が1年間で履修できる単位数は最大30単位です。

また、どの学期も最低でも週7回の授業を履修する必要があります。

10. 日本語能力による履修制限

短期留学生は、日本語能力に応じて履修できる科目に制限があります。

山梨学院大学到着後のガイダンス期間中に、学内で日本語能力テストを行い、その結果に応じて次の2通りに分かります。

(1) 日本語能力試験 N2 レベル以上

日本語能力が N2 レベル以上と判定された学生は、「日本社会研究プログラム」または「現代ビジネスプログラム」の講義科目を履修することができます。

また、学内テストの結果に応じて、日本語科目が次のとおり指定されます。

クラス (日本語の授業回数)	指定科目
① (日本語科目なし)	日本語科目を履修する必要はありません。講義科目のみを履修します。
② (各学期 週 2 回)	秋学期に「日本語Ⅱ」、春学期に「日本語Ⅲ」を履修します。
③ (秋学期 週 5 回 春学期 週 2 回)	秋学期：「日本語Ⅱ」「日本語特講 B」を履修します。 また、週 1 回の補習授業があります。 春学期：「日本語Ⅲ」を履修します。

(2) 日本語能力試験 N3 レベル

日本語能力が N3 レベルと判定された学生は、秋学期は「日本語集中プログラム」を受講することになります。日本語集中プログラムでは日本語学習に集中するため、一部の例外(*)を除いて講義科目を履修することはできません。

春学期は「日本社会研究プログラム」または「現代ビジネスプログラム」の講義科目を履修することができます。

クラス (日本語の授業回数)	指定科目
日本語集中プログラム (秋学期 週 10 回 春学期 週 2 回)	秋学期：「日本語Ⅰ」「日本語特講 B」を履修します。 また、週 6 回の補習授業があります。 春学期：「日本語Ⅱ」を履修します。

* 日本語集中プログラムを受講中に履修が認められる科目

「日本の法と文化」「日本の経済と社会」(留学生用科目)

「国際教養セミナー C」(英語で授業を行う科目。履修には一定の英語力が必要です。)

11. 科目の履修方法

短期留学生の科目履修の流れは次のとおりです。

(1) 履修計画書の提出 (※出願時)

本学で 2017 年度秋学期に履修を希望する科目を「短期留学生履修計画書」に記入し、他の出願書類とともに 2017 年 4 月 28 日 (金) までに国際交流センターに提出してください。

短期留学生が履修可能な科目は 2017 年 4 月上旬に所属大学の担当者宛てに送付する予定の「2017 年度 日本社会研究プログラム 時間割表」、「2017 年度 現代ビジネスプログラム 時間割表」に掲載します。

履修計画書を作成する際は、日本語能力が「N2 レベル以上」と「N3 レベル」のどちらに該当するか、所属大学の担当者の判断に従ってください。

①所属大学で日本語能力 N2 レベル以上と判断されている学生は、応募するプログラムの時間割表を参照しながら履修計画書を作成してください。

②所属大学で日本語能力 N3 レベルと判断されている学生は、日本語集中プログラムを前提とした履修計画書を作成してください。(詳細は、時間割表の送付時にお知らせします。)

(2) 日本語能力テストによるクラス分け (※ガイダンス期間中)

2017 年 9 月中旬に学内で行う日本語能力テストの結果に基づいてクラス分けを行います。

学内テストの結果、所属大学での日本語能力の評価と異なった判定が出る可能性があります。この場合は、出願時の履修計画書に修正が必要となります。

①所属大学で N2 レベル以上と判断されていた学生

正式に決まった日本語科目によっては履修する科目の調整が必要な場合があります。この場合は、履修計画書に必要な変更を加え、国際交流センターに再提出してください。

②所属大学で N3 レベルと判断されていた学生

学内テストの結果、N2 レベル以上の日本語能力があると判定された場合は、日本語集中プログラムを受講せずに、日本社会研究プログラムまたは現代ビジネスプログラムの科目を履修することになります。この場合は、新しい履修計画書を作成し国際交流センターに提出してください。

(3) 履修登録手続き (※秋学期開始後)

履修計画書に記入した科目を正式に履修するためには、オンラインで登録手続きを行う必要があります。

2017 年度秋学期の履修登録期間は 2017 年 10 月 2 日 (月) ~6 日 (金) です。

(4) 2018 年度春学期の履修について

2018 年度春学期の履修については、2017 年度秋学期とは別に手続きが必要です。2018 年 3 月に春学期の履修計画書を提出し、2018 年 4 月中旬に履修登録を行います。

【履修上の注意点】

- * 履修計画を決める際は、各科目の授業内容や対象学年をよく確認すること。
各科目の詳しい内容は Web シラバスに掲載されています。
<http://ygu-ibs.cc.ygu.ac.jp/syllabuspub/>
各科目の対象学年は時間割表やシラバスに掲載されています。基本的に、
1 年生対象→2 年生対象→3 年生対象→4 年生対象の順に内容が難しくなっていきます。
- * 原則として、出願時に提出した履修計画書を変更することはできません。ただし、実際に授業を受講し、日本語力や予備知識等の問題で科目の変更が必要だと学生本人が判断した場合は、国際交流センターへ願い出ることで履修計画書を変更できることがあります。
- * 希望した科目が開講されない場合や、履修が許可されない場合があります。
- * 2018 年度春学期のカリキュラムは、2017 年度と変わる場合があります。

12. プログラム参加費等

プログラム参加費	:	600,000 円
寮費	:	1 ヶ月あたり 10,000 円

(1) プログラム参加費等の徴収の範囲

本学との学術交流協定の規定により、1 大学につき 1 人、「プログラム参加費」および「寮費」が免除されます。

それ以外の学生は、上記のプログラム参加費および寮費を支払う必要があります。

(日本に入国する前に海外送金で本学指定の銀行口座に振り込みます。詳細は選考結果の通知の際にお知らせします。)

(2) 自己負担となる費用

プログラム参加費と寮費が免除になる学生も、それ以外の学生も、以下の費用は自己負担となります。(上記のプログラム参加費・寮費には含まれていません。)

光熱水費 (*)・国民健康保険代・教科書代・日本到着後の空港から大学までの交通費・帰国時の大学から空港までの交通費・航空運賃・旅行保険・食費・旅行代・携帯電話料金・個人利用の Wi-Fi 料金・各種国際交流イベント参加費 等
--

* 光熱水費について

【男子学生】電気代・水道代ともに毎月各自で現金で支払いをします。

【女子学生】各部屋の電気代は毎月各自で現金で支払いをします。

各部屋の水道代、共用部のガス代・電気代は、別途毎月 3,000 円がかかります。

【費用に関する注意点】

※生活費について

生活費について心配せずに勉強することができるように、最低 3 か月分の生活費は現金で持参するようにしてください。(アルバイトはすぐに見つからないことがあります。)

※アルバイトについて

在留資格「留学」は、日本の学校で教育を受けるための在留資格であり、この資格で日本に滞在する留学生は働くことが認められていません。ただし、「資格外活動許可申請」という手続きを入国時に行うことにより、1 週間に 28 時間以内(長期休暇の場合は、1 日 8 時間以内)のアルバイトをすることが可能になります。

この場合でも、アルバイトは学業に支障のない範囲で行わなくてはなりません。また、風俗営業または風俗関連営業でのアルバイトは禁止されています。

13. 宿舎

(1) 男子寮： 山梨学院学生交流館 (山梨県甲府市酒折 1-3-15)

(2) 女子寮： 清水荘 (山梨県甲府市善光寺 1-2-1、善光寺 1-2-6)

* 部屋は、男女とも原則 1 人で 1 部屋となります。

短期留学生プログラムに関する問い合わせ先	
山梨学院大学 国際交流センター	
住	所： 日本 山梨県甲府市酒折 2-4-5
電	話 番 号： +81-55-224-1330
メ	ールアドレス： yg-kokusai@ytos.ygu.ac.jp